

社会福祉法人の固定資産税その 3

その 3 では列挙された社会福祉法人で非課税となる固定資産のうち特別養護老人ホーム等
に
関係するものについて見る事にします。

1. 特別養護老人ホームの非課税となる固定資産

特別養護老人ホームや併設される施設で非課税に該当するのは主に次の 3 つです。

10 の 5 「社会福祉法人が**老人福祉法第 5 条の 3** に規定する老人福祉施設の用に供する
固定資産で政令で定めるもの」

10 の 7 「第 10 号から前号までに掲げる固定資産のほか、社会福祉法人が**社会福祉法第
2 条第 1 項**に規定する社会福祉事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの」

10 の 9(社会福祉法人に限りませんが)「介護保険法第百十五条の四十七第一項の規定に
より市町村から同法第百十五条の四十六第一項に規定する包括的支援事業の委託を受けた
者が当該事業の用に供する固定資産

2. 10 の 5 の老人福祉施設

老人福祉法第 5 条の 3 には次のとおりあります。

「この法律において、「老人福祉施設」とは、**老人デイサービスセンター、老人短期入所施
設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人
介護支援センター**をいう。」

そのものズバリ列挙されているとおりの施設です。

また政令で定めるものとは地方税法施行令第 49 条の 13 第 2 項にあります。

「法第 348 条第 2 項第 10 号の 5 に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資
産とする。

(1) 社会福祉法人が経営する老人福祉法第 20 条の 4 に規定する**養護老人ホーム**の用に
供する固定資産

(2) 社会福祉法人が経営する老人福祉法第 20 条の 5 に規定する**特別養護老人ホーム**の
用に供する固定資産

(3) 社会福祉法人及び前項第 1 号に掲げる者が経営する老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に
規定する**老人デイサービスセンター**、同法第 20 条の 3 に規定する**老人短期入所施設**、同
法第 20 条の 6 に規定する**軽費老人ホーム**及び同法第 20 条の 7 に規定する**老人福祉セン
ター**の用に供する固定資産

(4) 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者が経営する老人福祉法第 20 条の 7 の 2 に規
定する**老人介護支援センター**の用に供する固定資産

社会福祉法人が上記施設の事業の用に供している固定資産には固定資産税は課することが
できません。

その 4 では 10 の 7、10 の 9 について見る事にします。